

2020年5月22日

学生のみなさまへ

日本工学院専門学校
日本工学院八王子専門学校
教育・学生支援部

国による学生支援緊急給付金制度について 〔学びの継続〕のための『学生支援緊急給付金』

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるアルバイト収入の減少などにより、学生生活の継続に支障をきたす学生等を緊急に支援するため、国の「学生支援緊急給付金」制度が実施されることになりました。

支給対象には、下記のとおりいくつかの要件がありますので、希望者は、文部科学省のホームページに掲載されている「申請の手引き（学生・生徒用）」をよく読んで、支給対象に該当するかの確認をしてください。

この制度は要件を満たした学生が学校を通じて申請することになります。本校では現在、募集の事前準備を進めています。近日中に本校のホームページ等でお知らせする予定です。

記

《対象者》

在校生で、家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなどの要件を満たす方。

《給付額》

住民税非課税世帯の学生 20万円

上記以外の学生 10万円

《要件》

【1】以下の①～⑥を満たす者（留学生は、①～⑤及び⑦を満たす者）

- ① 家庭からの多額の仕送りを受けていない（※1）
- ② 原則として自宅外で生活をしている（※2）
- ③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
- ④ 家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない
- ⑤ コロナ感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む（※3））が大幅に減少（前月比（※4）の50%以上減少）している
- ⑥ 既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす（※5）
 - 高等教育の修学支援新制度（以下、新制度）の第Ⅰ区分の受給者
 - 新制度の第Ⅱ区分または第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金（無利子奨学金の併給が可能なもの）にあっては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者

- 新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
- 新制度の対象外であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
- 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者
- ⑦ 留学生等（日本語教育機関の生徒を含む）については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすことが必要。（「外国人留学生学修奨励費」等と同様。）

学業成績が優秀な者であること。具体的には、前年度の成績評価係数が 2.30 以上であること
 1 か月の出席率が 8 割以上であること
 仕送りが平均月額 90,000 円以下であること（入学料・授業料等は含まない。）
 在日している扶養者の年収が 500 万円未満であること

【2】 上記【1】を考慮した上で、経済的理由により本校での修学の継続が困難であると本校が必要性を認める者

- (※1) 家庭からの多額の仕送りを受けるとは、家庭からの仕送り額年間 150 万円以上（授業料を含む）を目安とします。
- (※2) 自宅外で生活しているとは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。申請にあたっては、自宅外通学であるということの証明書類（アパート等の賃貸借契約書のコピー等）の提出が必要です。
- (※3) あなたが勤めるアルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなします。
- (※4) 2020 年 1 月以降で、あなたのアルバイト収入が大きく減少した月が「当月」となります。
- (※5) 第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、高等教育の修学支援新制度における、収入基準に基づく支援区分のことを指します。

詳しくは、下記の「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き（学生・生徒用）をご確認ください。

文部科学省ホームページ：「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00691.html

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き（学生・生徒用）
https://www.mext.go.jp/content/20200520_mxt_gakushi01_000007321_01.pdf

以上